

# 委員 長 談 話

令和5年10月5日

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与改定について勧告しました。

本委員会が本年4月現在で実施した職種別民間給与実態調査の結果によると、職員給与が民間給与を下回っており、また、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数も、民間の特別給の年間支給割合を下回っていることが認められました。

こうした状況を踏まえ、本委員会は、給与に関する諸事情も考慮し、とるべき措置について慎重に検討を行いました。

その結果、給料表については、本年の民間給与との較差の大きさ及び民間の初任給を中心とする若年層の状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて引上げ改定を行うこととし、期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を引き上げることとしました。

また、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じた改定を行うとともに、人材確保の観点及び他の都道府県の状況を踏まえ、獣医師に対する初任給調整手当の引上げを行うこととしました。

人事委員会勧告制度は、地方公務員法に規定する情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本としつつ、国や他の地方公共団体の職員との均衡等も考慮し、職員の適正な処遇を確保することを目的として設けられているものであります。

議会及び知事に対しましては、この制度の意義や役割を御理解いただき、速やかに勧告どおり実施されるよう要請したところです。

県民の皆様方におかれましては、人事委員会勧告制度の意義と、職員が行政の各分野においてそれぞれの職務を通じ県勢の発展と県民福祉の向上に努力を重ねていることに対して、深い御理解を賜りますことを心からお願い申し上げます。

また、職員においては、複雑化・高度化する行政課題への対応など、日々の業務に真摯に取り組んでいるところであり、心から敬意を表するとともに、引き続き県民全体の奉仕者としての強い使命感を持ち、公務に寄せる県民の期待と要請に応えられるよう、より一層効率的な業務の遂行と質の高い行政サービスの提供に努められることを切に望みます。